

## 優和の“相続”かわら版

### 「父の暴走」

#### —勝手な生前判断が大変なこと—

被相続人である父は、相続財産自体余り持っていませんでした。普通に自宅と退職金の残りという程度でした。相続税の節税など考える必要もないと思っていましたが、亡くなった後に調べてみると、大変な借金があるではありませんか。相続人である母、私、兄で青くなったものです。

生前、父はマスコミで相続税が上がるなどと騒がれていると雑誌のたぐいを讀んだり、不動産屋さんのセミナーなど行っていた様です。そこで、このままだと相続税がかかるからと借金をして賃貸アパートを建てれば税負担を減らせると、住宅メーカーに勧められ、対策を独断で進めたものと考えられます。

確かに賃貸アパートを建てれば土地評価額、建物の評価額が下がる上に借金も相続財産から差し引くことができます。

しかし、私たちは、賃貸アパート経営などに自信がありません。借金するなら事前に相談してくれと、今でも思っている処です。

#### 処方箋1.

コミュニケーションが大切。親も子も相続の話はしにくいですが、家族が集まったときなどに努めて話題にした方がよいでしょう。

#### 処方箋2.

節税対策は仕組みが複雑なことが少なくないので、専門家である税理士に相談しながら進めた方がよいでしょう。